千葉市営住宅の期限付き入居許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市営住宅条例(昭和36年千葉市条例第5号。以下「条例」という。)第11条の2第1項の規定による許可(以下「期限付き入居許可」という。)関し、必要な事項を定めるものとする。

(期限付き入居許可に係る住宅の選定基準)

第2条 条例第11条の2第1項に規定する市長が適当と認める公営住宅は、 立地条件が良く、子育でに適した周辺環境に存する住宅として別表第1に掲 げるもののうち、高層耐火構造又は中層耐火構造で間取りが2LDK以上の もの(入居許可期間(条例第11条の2第7項の規定による許可を含む。) が満了するときに、残存耐用年数があるものに限る。)とする。

(募集)

第3条 市長は、期限付き入居許可住戸の入居者募集をする際には、あらかじめ、期間の定めがある旨を明示して募集するものとする。

(入居の申込み)

第4条 条例第11条の2第1項各号のいずれにも該当する者が期限付き入居 許可に係る市営住宅への入居の申込みをしたときは、同時期に行う一般世帯 向け市営住宅の入居者募集に重複して申し込むことはできない。

(同居家族の変更)

第5条 期限付き入居許可に係る市営住宅に入居している者は、入居後に同居 家族の異動があり、条例第11条の2に定める条件を満たさなくなった場合 においても、当初市長が許可をした期限付き入居許可の期間内は当該住戸に 居住できるものとする。

(入居変更)

第6条 期限付き入居許可住戸に入居している者については、条例第5条第1 号に該当する場合に限り、入居変更を認めるものとする。この場合において 入居許可期間の満了する日は、当初市長が許可した入居許可期間の満了する日 と同日とする。

(期限満了日以降の再入居許可)

第7条 期限満了日以降も規則第10条の8第1項各号のいずれかに該当する場合は、入居者から該当する事由を証する書類を規則第10条の6で定める市営住宅入居使用請書(期限付き入居許可)を添付し、審査の結果、改めて期限付き入居許可をすることができる。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
松ヶ丘町団地	千葉市中央区松ヶ丘町
星久喜町第1団地	千葉市中央区星久喜町
星久喜町第2団地	千葉市中央区星久喜町
仁戸名町団地	千葉市中央区仁戸名町
浜野団地	千葉市中央区浜野町
白旗団地	千葉市中央区白旗1丁目
千種町団地	千葉市花見川区千種町
轟町第1団地	千葉市稲毛区轟町2丁目
轟町第2団地	千葉市稲毛区轟町1丁目
天台団地	千葉市稲毛区天台1丁目
宮野木町第1団地	千葉市稲毛区宮野木町
小中台富士見団地	千葉市稲毛区小仲台9丁目
小倉台団地	千葉市若葉区小倉台4丁目
千城台第4団地	千葉市若葉区千城台南 3 丁目
千城台第5団地	千葉市若葉区千城台東3丁目
千城台第7団地	千葉市若葉区千城台東4丁目
貝塚団地	千葉市若葉区貝塚町
桜木町第2団地	千葉市若葉区桜木2丁目
西下田団地	千葉市若葉区御成台2丁目
貝塚第2団地	千葉市若葉区貝塚町
古市場第1団地	千葉市緑区古市場町
古市場第2団地	千葉市緑区古市場町
誉田1丁目団地	千葉市緑区誉田町1丁目
古市場第3団地	千葉市緑区古市場町
鎌取団地	千葉市緑区鎌取町
おゆみ野第1団地	千葉市緑区おゆみ野 5 丁目
おゆみ野第2団地	千葉市緑区おゆみ野 6 丁目
誉田2丁目団地	千葉市緑区誉田町2丁目

誉田2丁目第2団地	千葉市緑区誉田町2丁目
高浜第1団地	千葉市美浜区高浜1丁目
高浜第2団地	千葉市美浜区高浜1丁目
高浜第3団地	千葉市美浜区高浜4丁目
高浜第4団地	千葉市美浜区高浜1丁目